



受付
1

令和 7 年 8 月 21 日

清水町議会議長 様

清水町議会議員

氏 名 大 濱 博 史

一般質問の通告について

下記事項について質問したいので会議規則第 61 条第 2 項の規定に基づき通告します。

記

議長確認



質問事項（標題）

1 教育の質で選ばれる清水町を目指し魅力ある教育環境の構築を

質問要旨（詳細）

答弁者

本町の 2024 年の出生数は、前年より 40 人減の 176 人となり、過去最低を記録した。この状況は、全国的な少子化の傾向と同様で、本町においても深刻化していることを示しており、町の持続可能性に直結する喫緊の課題であると捉えている。

少子化の影響が最も早く顕在化するのが小中学校であり、児童生徒の成長や学びの環境を直接変化させるだけではなく、将来の社会を担う人材育成にも直結し、地域の活力低下などへ連鎖的に影響を招き、町の存続基盤を揺るがすおそれもある。

このような背景から、本町が将来にわたり活力を維持するためには、教育環境の単なる現状維持では不十分である。むしろ教育の質で選ばれるまちを掲げ、魅力ある教育環境を戦略的に構築することが不可欠であり、このことが人口の安定や地域の活力維持につながると考える。

そこで、未来を担う子供たちの教育環境を維持しつつ、質を高めるための方策をいかに実現するのか、またその具体策を現在策定中の後期基本計画にどのように位置づけ、定住促進や子育て施策とどのように連携していくのか、町の見解を問う。

1－① 2004 年から 5 年ごと、2020 年から 2024 年までの町の出生数と減少率は。

担当課長

1－② 町の出生数から想定される今後の児童生徒数の推移と将来的な見通しは。

担当課長

1－③ 少子化が町の教育行政に及ぼす影響について、町の認識は。	教育長
1－④ 少子化の影響から将来的に1学級当たりの児童生徒数が減少することが想定されるが、町の見解は。	担当課長
1－⑤ 教育の質で選ばれるまちを掲げ、魅力ある教育環境の構築を進めるには、現在、町が進めている柔軟な教育環境の整備が基盤になると考える。そこで、現時点における進捗状況と課題を伺う。	担当課長
1－⑥ 少子化の影響から町の小中学校の在り方を検討する可能性があるが、検討に至るまでの基準や指針等の整備状況は。	教育長
1－⑦ 学校を単なる学びの場にせず、まちづくりの拠点とするために、保護者や地域住民とともに学校の在り方を考える場を設置する考えは。	担当課長
1－⑧ 現在、策定が進められている総合計画の後期基本計画における学校教育の位置づけと方向性は。	教育長
1－⑨ 総合計画の後期基本計画において、定住促進や子育て施策等、それぞれをどのように位置づけ、学校教育と連携の強化につなげていくのか、町の考えは。	町 長



受付
2

令和 7 年 8 月 21 日

清水町議会議長 様

清水町議会議員

氏 名 松 下 尚 美

一般質問の通告について

下記事項について質問したいので会議規則第 61 条第 2 項の規定に基づき通告します。

記

議長確認



質問事項（標題）

- 1 町民目線に立った行政窓口サービスの質の向上について
- 2 町民サービスの質の向上に向けた職員の改善提案文化の醸成について

質問要旨（詳細）

答弁者

行政窓口は、住民と最初に接する「町の顔」であり、信頼や安心感を育む重要な接点である。近年、住民ニーズの多様化やデジタル化の進展により、窓口サービスの在り方にも柔軟な変化が求められている。特に、高齢者、子育て世代、外国籍住民などの様々な立場の住民が安心して利用できる環境を整えるなど、窓口サービスの向上は重要な課題である。

これからの行政窓口は、「制度やルール」よりも「住民がどう感じ、何に困るか」を出発点とした対応が求められているため、本町における、町民が不安なく相談できる「頼れる窓口」の実現に向けた、町民目線に立ったサービス改善の方向性と今後の取組について町の考えを問う。

1－① 複数課にまたがる手続きや相談に対し、住民が一度の来庁で完結できるような総合窓口やワンストップ対応の整備が求められるが、現在の取組状況や今後の方向性について、町としてどのように考えているのか。

担当課長

1－② 住民の困りごとを丁寧に聞き取り、適切な部署につなぐ案内役のような存在があると安心感につながる。町として、コンシェルジュ的な人材を配置する考えは。

担当課長

1－③ 高齢者への対応として、文字の大きさや説明のわかりやすさ、待ち時間の配慮など、具体的な工夫は行われているのか。

担当課長

1-④ 子育て世代への配慮として、乳幼児連れでも安心して相談できる環境（キッズスペース、ベビーカー、授乳室など）の整備状況は。	担当課長
1-⑤ 外国籍住民への対応として「やさしい日本語」や多言語表記、多言語対応職員の配置などの取組状況は。	担当課長
1-⑥ 「相談専用ブースの設置」「予約制の個別対応」「デジタル案内ツールの導入」など、住民の利便性とプライバシーを両立する工夫は検討されているのか。	担当課長
1-⑦ 窓口対応に関する住民の満足度や意見を定期的に収集し、改善に生かす仕組みを作る考えはあるか。	担当課長
窓口サービスの質の向上には、制度や設備の整備に加え、窓口対応を担う職員一人ひとりの意識や提案力が重要な要素となる。町民目線のサービスを実現するためには、現場の職員が日々の業務の中で気づいた課題や改善点を柔軟に提案し、それを業務に反映させる文化の醸成が不可欠であることから、職員による業務改善提案に関する町の取組状況と今後の方針について問う。	
2-① 職員からの業務改善提案を受け付ける仕組みについて、継続的に提案を受け付ける制度や仕組みは存在しているか。また、提案内容の集約や検討のプロセスはどのように行われているか。	担当課長
2-② 職員提案の採用事例とその評価について、改善によって得られた具体的な効果や町民や職員からの反応など、どのように評価されているか。	担当課長
2-③ 職員が日常的に改善提案を出しやすくするための制度的な仕組みはあるか。	担当課長
2-④ 町民サービスの質の向上に向けて、職員の改善提案文化を育てるために、今後どのような取組を考えているか。	副町長



受付

3

令和7年8月21日

清水町議会議長様

清水町議会議員

氏名 吉川 清里

一般質問の通告について

下記事項について質問したいので会議規則第61条第2項の規定に基づき通告します。

記

議長確認



質問事項（標題）

- 1 紙の保険証の有効性の周知を
- 2 議会での答弁について

質問要旨（詳細）

答弁者

本年7月末に、国民健康保険や後期高齢者医療制度の被保険者の多くが紙の保険証の有効期限を迎えたが、依然として有効期限切れの保険証や医療機関でのマイナ保険証のトラブルの報道などが後を絶たない。こうしたトラブルに関する町の対応を問う。

1－① 本年7月末の国民健康保険証の有効期限到来に合わせ、マイナ保険証を持っていない被保険者に、資格確認書が送付されている。厚生労働大臣は、記者会見で「資格確認書とともに従来の保険証も使えるよう、通知を出している」と発言している。町内での周知の状況は。

担当課長

1－② 受診の際のマイナ保険証でのトラブルは、多くの医療機関で報告されているが、国あるいは自治体に報告する仕組みはあるか。

担当課長

1－③ 国保税滞納者には、従来は短期保険証や資格証明書を発行していたが、マイナ保険証になってからの対応は。

担当課長

1－④ 国保税滞納者は、市町村の判断で3割の自己負担で受診できるとなっていることについて、町はどのように対応しているのか。

担当課長

近隣他市町の元幹部が、現役幹部を対象に行った議会对応の勉強会において、特定会派への付度を求める資料を配布していたと報道されている。清水町では同様の対応はしているのか。	
2-① 当該市町の議会对応の勉強会の内容について、見解は。	担当課長
2-② 議会对応についての職員研修は行っているのか。あるとすれば、その内容は。	担当課長
2-③ 特定の議員に対し、答弁の対応が他の議員と異なっている実態はあるのか。	担当課長
2-④ このような事例は、民主主義に反する行為といえるが、町長の見解は。	町 長



受付

4

令和7年8月21日

清水町議会議長 様

清水町議会議員

氏 名 海 野 豊 彦

一般質問の通告について

下記事項について質問したいので会議規則第61条第2項の規定に基づき通告します。

記

議長確認



質問事項（標題）

- 1 糖尿病重症化予防における医科歯科連携について
- 2 災害時における井戸登録制度の進捗状況について
- 3 避難所のペット飼育管理について
- 4 LPガス災害バルク等導入について

質問要旨（詳細）

答弁者

近年の研究では、歯周病が血糖コントロールを悪化させ、糖尿病合併症の進行を早めることが明らかになっていることから、糖尿病の重症化予防において極めて重要であるとされている医科歯科の連携について、町の課題と対応策を問う。

1－① 糖尿病重症化予防における医科歯科連携の課題について、町はどのように捉えているのか。

担当課長

1－② 医科歯科連携の課題等の解決策は。

担当課長

災害時における生活用水確保のため、民間の井戸を災害時に活用できるよう登録する制度については、能登半島地震以後、県内でも制度化する自治体が増えており、本町も令和6年度に制度化されたところであるが、その後の進捗状況について問う。

2-① 令和6年第3回定例会の一般質問において「町広報紙による情報提供の呼びかけや黄瀬川地域地下水利用対策協議会への登録状況などにより防災井戸として活用できる可能性のある井戸を96件リストアップし、そのうち1件と協定を締結した」と答弁しているが、その後、防災井戸の登録はどのように推移しているのか。	担当課長
静岡県では、東日本大震災から得られたペットに関する教訓を踏まえ、平成27年3月、飼い主とペットの同行避難や発災への備え、各避難所へのペットスペースの確保等について示した「災害時における愛玩動物対策行動指針」を策定したが、本町におけるペットの避難対策の取組状況について問う。	
3-① 本町のペット同行避難における事前の準備について、どのような方針を立てているのか。	担当課長
3-② 三島市は、令和6年度にペット受入れ可能な23避難所のうち、9か所に「スターターキット」を整備したと報道された。「スターターキット」とは、避難所等において、最初に参集した人たちが迅速で的確なペットの受入れ対応が行われるよう、その行動を記載した指示書と最低限必要な用品を1つの箱にまとめたものだが、設置の考えは。	担当課長
近年、南海トラフ巨大地震や首都直下型地震にリスクが高まる中、自治体には住民の生命と生活を守るための備えが一層求められている。災害時、電気・水道・都市ガスといったライフラインが同時に途絶する可能性があることは、過去の災害からも明らかである。その中で、迅速に供給できる代替エネルギーを確保することが急務と言えるため、本町の考えを問う。	
4-① 令和5年第3回定例会での、LPガス災害バルク等導入における重要性についての一般質問において「自主防災会の自主的な事業の支援に資する制度の活用について調査し、国の補助金をはじめとする財源の確保に向けた可能性を探っていきたい」との答弁があったが、調査、検討された結果、建設的な方策が見い出されたのか。	町 長



受付

5

令和7年8月22日

清水町議会議長 様

清水町議会議員

氏 名 松 浦 俊 介

一般質問の通告について

下記事項について質問したいので会議規則第61条第2項の規定に基づき通告します。

記

議長確認



質問事項（標題）

1 住宅セーフティネット法改正に伴う本町の対応は

質問要旨（詳細）

答弁者

本年10月に施行される改正住宅セーフティネット法では、高齢者、障害者、子育て世帯、低所得者等の住宅確保要配慮者に対し、住まいの安定確保を図る仕組みの強化が図られている。

空き家の利活用や居住支援法人との連携促進、住宅確保要配慮者に対する支援拡充など、自治体の役割が一層重要になる中で、本町としても法改正の趣旨を的確に捉え、戦略的かつ現実的な対応が求められる。

また、近年は、人口減少、少子高齢化、空き家の増加といった課題が顕在化しており、住環境の整備は町の持続的な発展に直結する重要な政策分野である。

以上を踏まえ、以下の点について町の見解を問う。

1-① 昨年度、本町で4件の孤立死が確認されたとのことであるが、背景や傾向の分析、今後の対応策など基本的認識を問う。

担当課長

1-② 住宅確保要配慮者居住支援法人とは、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施するものとして都道府県が指定する法人である。 町は、孤立死防止の観点から、見守り機能の強化や住宅確保要配慮者への接続支援など、法人との役割分担や連携体制を構築していくべきと考えるが、町の見解は。	担当課長
1-③ セーフティネット住宅（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅）とは、住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の入居を拒まない賃貸住宅として、県、政令市の登録を受けた住宅である。 登録された住宅は入居を希望する住宅確保要配慮者に対し、住宅確保要配慮者であることを理由として、入居を拒んではないこととなっている。 県では、登録されたセーフティネット住宅の情報を、住宅確保要配慮者等に情報提供しているが、町としても町営住宅入居希望者等への積極的な情報発信に加え、セーフティネット住宅への登録についても周知すべきと考える。 また、生活に困りごとや不安を抱え、経済的に困窮した方に向けた生活困窮者自立支援制度についても情報発信すべきと考えるが、町の見解は。	担当課長
1-④ 生活困窮者の中でも独居の高齢者の方で、生活実態に合わない広い住宅に住み、町税等滞納されている方もいると思われる。 そうした方に生活実態にあった住まいに引っ越していただくために、町で居住支援法人を紹介するなど、各課横断的に取り組むべきと考える。町税等を滞納されている高齢者への支援状況と町の方針を伺う。	担当課長
1-⑤ 住宅政策は、単なる住居の確保にとどまらず、孤立や孤独を防ぎ、人とのつながりを生み出す施策であるべきと考える。住宅政策と地域福祉・見守り・居場所づくりを一体的に進める中長期的ビジョンがあるかを伺う。	担当課長

受付

6

令和 7 年 8 月 22 日

清水町議会議長 様



清水町議会議員

氏 名 飯 田 安 雄

一般質問の通告について

下記事項について質問したいので会議規則第 61 条第 2 項の規定に基づき通告します。

記

議長確認



質問事項（標題）

- 1 町民の生命・身体・財産を守るための備えの強化について
- 2 町の未利用地活用の考えを問う

質問要旨（詳細）

答弁者

地震や津波の発生確率や発生時期を具体的に予測することは現在の科学的知見では極めて困難であり、「備えの強化」がより一層必要であるとされている。

そこで、国の南海トラフ巨大地震対策の指針が改定されたことも踏まえ、町民の生命・身体・財産を守るための「備えの強化」の視点から、町の取組や考えを伺う。

1－① 職員を対象とした災害に関する研修の実施状況は。

担当課長

1－② 非常時における職員の参集体制強化の取組は。

担当課長

1－③ 災害時における広域的な支援の受入体制（災害協定）の状況は。

担当課長

1－④ 災害協定に基づく訓練を実施する考えは。

担当課長

1－⑤ 小中学校での防災教育の実施状況は。また、地域との連携による訓練実施の考えは。

担当課長

1－⑥ 消防団、自主防災会などのほか、地元企業等との協働により地域防災力を強化する考えは。

担当課長

1－⑦ 大規模災害における避難所への避難者数の予測は。	担当課長
1－⑧ 在宅避難等の自助に対する備えの強化の取組は。	担当課長
1－⑨ 2次災害のうち、火災への備えの強化の取組は。	担当課長
町の財政運営は、今後数年間、非常に厳しい状況が続くと見込まれている中、新たな歳入の確保は必要不可欠な取組であり、町有財産の活用による歳入の確保についても、これまで以上に真剣に取り組まなければならないと考えるが、町の姿勢を問う。	
2－① 町有地の面積は。	担当課長
2－② 普通財産の使用状況と、現在は未利用であるが売払いや貸付などが可能な土地はどのくらいあるのか。	担当課長
2－③ 財源確保に向けた未利用地の活用についての今後の方針は。	副町長



受付

7

令和7年8月22日

清水町議会議長様

清水町議会議員

氏名 野田 敏彦

一般質問の通告について

下記事項について質問したいので会議規則第61条第2項の規定に基づき通告します。

記

議長確認



質問事項（標題）	
1 学校給食について問う	
2 湧水まっりの開催時間を変更すべきと提案するが、町の考えを問う	
質問要旨（詳細）	
石破首相は、本年2月に「小学校給食の無償化について、令和8年度以降できる限り早期の制度化を目指したい」と表明するとともに、中学校給食費の無償化についても「可能な限り速やかに実現する」と言及している。 国が小学校の給食費の無償化を実施した場合、中学校の給食費を半額にすべきと考えるが、町の考えを問う。 また、学校の昼食を必要とする日数と学校給食の回数には差があることから、学校給食の提供回数を増やすべきであると思うが、町の考えを問う。	答弁者
1－① 小学校の給食費無償化の情報の把握状況は。	担当課長
1－② 小学校の給食費が無償化となった場合、中学校の給食費はどのようにするのか。	担当課長
1－③ 小学校の給食費の無償化により、現在行っている一律軽減の費用が減る。その費用を中学校の給食費に充て、令和8年度に保護者の負担を半額にできないか。	担当課長

1－④ 令和9年度には中学校の給食費無償化が実施される見込みであり、負担軽減は単年度の経費となる。令和8年度の中学校の給食費の保護者負担を半額にする決断を町長はできないか、改めて伺う。	町 長
1－⑤ 学校給食は年間180回となっているが、昼食を必要とする通学日数は。	担当課長
1－⑥ 近隣市町の給食の回数及び静岡県内の給食回数の平均を伺う。	担当課長
1－⑦ 学校給食の提供回数を増やすべきであると思うが、町の見解を伺う。	担当課長
第43回清水町湧水まつりが8月2日に柿田川公園で行われた。近年の異常気象ともいえる暑さの中で行うことは、スタッフや来場者の健康面への配慮や安全の確保等が困難であるため、開催時間を変更すべきであると思うが、町の考えを伺う。	
2－① 第43回湧水まつりを総括して、どう感じたか伺う。	担当課長
2－② 当日の気温は35度を超える暑さであったが、スタッフや来場者を含め、体調を崩された方はいたのか伺う。	担当課長
2－③ 実行委員等の関係者や来場者の健康面を考慮し、開催時間を見直し、開会時間を午後3時以降にすべきであると思うが、町の考えを伺う。	担当課長



受付
8

令和 7 年 8 月 22 日

清水町議会議長 様

清水町議会議員
氏 名 寺 島 俊 郎

一般質問の通告について

下記事項について質問したいので会議規則第 61 条第 2 項の規定に基づき通告します。

記

議長確認

質問事項（標題）	
1 第 4 次健康増進計画の取組状況と第 5 次健康増進計画の策定内容を問う	
質問要旨（詳細）	答弁者
第 4 次健康増進計画が、令和 7 年度で 5 年間の計画期間満了を迎えることから、その取組状況と評価を伺うとともに、現計画の取組状況と評価が、第 5 次健康増進計画にどのように生かされていくのかを問う。	
1－① 健康増進計画の策定の意義と目的は。	担当課長
1－② 令和 3 年から令和 7 年の間における町民の「生活習慣の改善」について状況と評価は。	担当課長
1－③ 「生活習慣病の発症予防及び重症化予防の推進」についての状況と評価は。	担当課長
1－④ 「次代を担う世代の健康と高齢者の生活機能の向上」についての状況と評価は。	担当課長
1－⑤ 「健康を支えるための社会環境の整備」についての状況と評価は。	担当課長
1－⑥ 第 5 次健康増進計画の策定に当たり、基本目標の追加や変更などはあるのか。	担当課長

1－⑦ 1つ目の基本目標である「生活習慣の改善」のうち「栄養・食生活」及び「身体活動・運動」の施策については、具体的な数値目標を設定する必要があると考えるが、町の見解は。	担当課長
1－⑧ 直近5年間の国民健康保険被保険者のがん検診の受診率の推移は。また、新計画におけるがん検診受診率向上対策は。	担当課長
1－⑨ 新計画における若者から高齢者までの生涯を通じた歯科口腔健診の受診推進の対策は。	担当課長



受付

9

令和 7 年 8 月 22 日

清水町議会 議長 様

清水町議会議員

氏 名 森 野 夏 歩

一般質問の通告について

下記事項について質問したいので会議規則第 61 条第 2 項の規定に基づき通告します。

記

議長確認



質問事項（標題）

- 1 多文化共生の取組を問う
- 2 災害級の猛暑への対応を問う

質問要旨（詳細）

答弁者

本町の外国人人口は、8月1日時点で約1,500人となっており、増加傾向にある。外国人を生活者・地域住民として受け入れ、共生する体制を強化していくための取組を問う。

1－① 全国知事会の外国人の受入と多文化共生社会実現プロジェクトチームリーダーに鈴木康友県知事が就任し、外国人の受入と多文化共生社会実現に向け提言をしたが、本町はどう受け止めているか。

担当課長

1－② 本町の多文化共生の課題とその課題解決に向けた支援や対応策は。

担当課長

1－③ JETプログラムの国際交流員や多文化共生の人材を地域おこし協力隊として募集している例があるが、本町で導入する考えは。

担当課長

近年の災害級の猛暑を踏まえ、令和3年に環境省が策定した熱中症対策行動計画について、令和4年4月の改定で重点対策対象分野の一つとして「地方公共団体による熱中症対策の取組強化」が掲げられ、地域差を極力縮小していくことが必要であるとされた。そこで、先進事例を参考に本町でも取り組むことができないか問う。	
2-① 今夏に行った新たな熱中症対策への取組と来年に向けての課題は。	担当課長
2-② 東京都は、8月に高齢者世帯と障害者世帯に対してエアコン購入費用の補助をする方針を固めた。県内でも藤枝市や焼津市で同様の補助金があるが、本町で導入する考えは。	担当課長
2-③ 保育所や幼稚園にサンシェードを設置する自治体が増えているが、本町での導入状況は。	担当課長
2-④ 小中学校へのミストシャワーの設置や登下校時の冷却グッズを支給する考えは。	担当課長
2-⑤ 日々の猛暑への対応は重要な行政課題であり、プロジェクトチームの編成など、他部局と連携した対策が必要と考えるが、町の考えは。	副町長